

お知らせ

寄付をいただきました

このたび、下野市グリーン保存育成基金に、次の方々から寄付がありました。ありがとうございました。

- 花まつり出店協力会 金5万円
- 農村生活研究グループ 金1万円
- 国分寺支部 金1万円
- パンジー・あざみ金5千円
- 関根井会 金5千円
- 柴北・川南 金5千円

戦没者等の遺族の皆様へ

第十回特別弔慰金の請求期限は、平成30年4月2日までです。請求期限を過ぎると、第十回特別弔慰金を受ける権利がなくなりますので、お早めにご請求ください。

支給対象となる方
平成27年4月1日(基準日)時点で、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」などを受けとる方(戦没者の妻や父母等)がいない場合

合に、以下の順番で順位が先になるご遺族お一人に支給されます。

- 支給対象者は、戦没者等の死亡当時のご遺族で
1. 平成27年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
 2. 戦没者等の子
 3. 戦没者等の①父母 ②孫
 - ③祖父母 ④兄弟姉妹
- ※戦没者等の死亡当時、生計関係があったことなどの要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。

4. 1から3以外の戦没者等の三親等内の親族(甥、姪など)
- ※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係があった方に限ります。

- 支給内容**
- ・ 国債名称
 - 第十回特別弔慰金国庫債券
 - ・ 額面
 - 25万円(5年償還)

申し込み・問い合わせ先
高齢福祉課 ☎(32)8904

水道水放射性物質の検査結果

検査結果については、ホームページでも公開しています。

採取日	採取場所	セシウム 134	セシウム 137
	基準値 (セシウム 134 及び 137 の合計)	10Bq/kg	
6月15日	南河内第1配水場	不検出	不検出
	石橋第1配水場	不検出	不検出
	国分寺第1配水場	不検出	不検出
	南河内第2配水場	不検出	不検出
	石橋第2配水場	不検出	不検出
	国分寺第2配水場	不検出	不検出

停電後の水の濁りや水圧低下にご注意ください

夏になると落雷による停電が多くなります。

市内の各配水場には、自家発電機が設置されており、停電になっても水を送り続けることができますが、停電してから発電機の電源に切り替わるまで多少の時間がかかってしまいます。そのため、地域によっては停電直後から水の出が弱くなったり、復旧後に水が濁ったりすることがあります。

水が濁った場合、通常はしばらく水を流し続けるときれいになりますが、それでもきれいにならない場合は、水道課までご連絡ください。

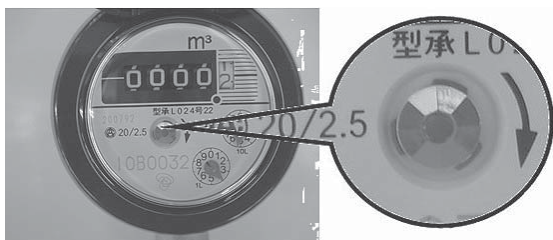
大変ご迷惑をおかけしますが、ご理解・ご協力をお願いいたします。

問い合わせ先
水道課 ☎(32)8911

宅地内の漏水について

宅地内で漏水が発見された場合は、お近くの市指定給水装置工事業者に連絡し、早急に修理(お客様負担)をお願いします。漏水は、すべての蛇口を閉めた状態で「パイロット」とよばれるコマで確認できます(回転していると漏水しています)。漏水も水道料金に加算されますので、各家庭で水道メーターの確認をお願いします。

ご不明な点は水道課までお問い合わせください。



問い合わせ先
水道課 ☎(32)8911